

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②施設名等

名称：札幌南藻園

種別：児童養護施設

施設長氏名：

定員：48名

所在地：

T E L：

③実施調査日

平成26年3月11日（火）～平成26年3月12日（水）

④総評

○特に評価が高い点

1「子どもの生活空間のための改修」

当該受審施設は、昭和42年に大舎制の現在の建物に建て替えられました。近年、建築構造的に課題のある中、子どもにとってよりよい生活空間のために様々な改修や工夫を行っています。

学童用トイレの中央にパーテーションを置くことで、トイレと洗面所を独立させ、子どもが落ち着いて排せつと整容ができるようにしました。さらに、シャンプードレッサーを洗面所に設置して、高学年の子どもたちの利便性を高めました。この他にも、幼児室にトイレとシャワースペースを設けて、トイレ・トレーニングを効率化させ、学童用トイレにも幼児用トイレを設置し、夜間男子用と病児利用のトイレを独立させ、利便性と共にインフルエンザ等の感染予防にもなっています。平成25年度には、園長室のスペースを、子どもの居場所づくりのために畳敷きの部屋（ふれあい室）として改造しました。子どものプライバシー保護の観点から、幼児室には、子どもの粗相や着替えの際のカーテンを設けています。

また、改修までには至りませんが、安全面に配慮しながら、児童用各居室を、できる限り子どもたち主導のレイアウトに任せている点も、子どもの生活空間を工夫する取り組みです。

2「子どもと家族へのはたらきかけ」

施設は、FSW（ファミリーソーシャルワーカー）の役割を十分に認識し、子どもが施設に入所後、改めて再アセスメントをして、家庭状況を正確に把握するように努めています。特に入所当初は、保護者の意向が曖昧な場合や、家庭の潜在的な問題の把握には困難な場合が多いため、時間をかけながら対応しています。

その対応として、職員が家庭訪問や面接を積極的に行っています。また、室内の片付けができない保護者宅を、職員が清掃支援に入ることで子どもを外泊させ、親子の関係継続を図っています。子どもとの接触が少ない家族には、子どもの写真や行事等の近況報告を継続的に郵送して、家族が子どもの様子に関心を持つように働きかけています。また、FSWは、子どもの朝の登校時や下校後の時間帯に勤務時間を合わせることで、子どもと接する時間を確保しています。施設はFSWを独立した専門職として配置して、子どもと家族の両面からその関係調整を行っています。

3 「未来を見据えた中長期計画の策定」

法人の「改善・提案規程」は、全国にある事業所の日々の運営改善の指針となります。なかでも、「GoGoKAIZEN」活動は、施設の職員個々から改善案が出されることで施設全体の改善の取り組みがされます。各施設では、「GoGoKAIZEN」活動が単年度の事業運営の改善に結びつけています。

一方、中長期的な事業運営の計画を作成するのは容易ではありません。国の制度施策が変遷し、子どもを取り巻く社会環境が著しく変化する中で、施設が将来にわたりのように在るべきかを踏まえなければならないからです。

当該受審施設では、園長が自身の知識と経験から現状の社会的養護施設を取り巻く状況を適切に把握しています。まず、児童養護施設の小規模化や家庭的養護の推進を図るため、職員参画による委員会を設置しました。そして、「札幌南藻園における家庭的養護取組スケジュール（案）」という中長期計画を策定しました。この計画の基に、同法人施設へ職員を派遣するという人材育成の取り組み等を具体的に遂行しています。

○改善が求められる点

1、「職員協働による食育」

施設では、食育指導目標を基に学童・幼児それぞれの食育年間計画を作成しています。調理部門では、子どもの疾病時やアレルギー食に適切に対応しています。アルバイトやクラブ活動で食事時間帯に差が出る時には、電子レンジの使用等で個別に配慮しています。行事場面では食器類を陶器にし、個人使用としています。各部屋の誕生会には、子どもたちがおやつ作りを通して調理を経験できるようにし、子どもが当番で配膳や後片付けをしています。また、子どもに宗教的な食物制限のある場合にも、個別メニューで対応しています。食堂には、献立メニューを写真に撮ったアルバムが置かれ、子ども達が、食事の希望を伝える時に役立てているとともに、子どもが直接、調理職員に献立の希望を伝えたりできる関係性もあります。

食事環境は重要な場面であるとの認識は、職員間で一致していますが、子どもの発育に必要な栄養摂取量を重視する考え方と、個々の子どもが、無理なく楽しみながら食べられるような食事量を提供するという考え方の違いから、残食や偏食に対する理解と支援のズレを生んでいます。子どもに一層のより良い食事環境を提供するためにも、職員がお互いのアイデアを出し合い、さらに協働して食育に取り組むことに期待します。

2、「児童養護施設における心理ケアの重要性」

独立した心理療法室があり、3名の臨床心理士による箱庭療法などを実施しています。心理職員は、CM（ケースマネジメント）予定表を作成して、対象児童のカウンセリングと支援職員とのケース会議を日々実施した上で、必要に応じて支援職員に助言をしています。

施設では、心理療法記録にある専門的記述を支援職員がより理解して支援につなげることが必要との認識を持っています。児童相談所の心理報告を含めた心理療法記録を、子どもへの具体的な支援に則して読み込む取り組みを、心理職員と支援職員とが協働して始める予定です。また、入所児童の、心理的なケアの必要性から、年少児に偏っていたカウンセリング対象児童を、子ども全員に拡げつつあります。

このように、入所児童の心理的ケアの重要性は、施設として認識していますが、支援職員等が心理職員から研修やスーパーバイズを受ける体制を強化することも望まれます。現状は、心理職員が非常勤職の期間雇用のため、子どもへの継続的な支援には課題があります。今後は、この課題を踏まえた子どもへの継続的な心理ケアと支援職員との連携を深め、施設として心理ケアの専門性を充分に活用することに期待します。

3 「継続性とアフターケアの仕組み整備」

施設は、アフターケアの必要性を認識し、職員が退所者とともに外食する際は、アフターケアの相談援助の経費として認める等、積極的に退所者との関係継続を後押ししています。また、施設に寄付のあった食材を退所間もない子どもへ送って支援しています。

家庭引取りに関しても、退所後3年間はアフターケアと位置づけています。家庭からのヘルプコールが出しやすくなるように、家庭訪問に加えて、子ども同士の繋がりのためにも入所中の子どもが、退所して家庭引き取りになった子どもの家庭を訪ねる「子ども訪問」を実施しています。措置変更をして知的障害児施設へ入所した児童とは、定期的な施設交流をしています。

児童相談所や家庭のある市町村との連携もありますが、多岐にわたる相談内容に対応するためにも、今後は、関係機関との連携を一層強化しつつ、組織として仕組みを明確にすることで、アフターケアを充実させていくことに期待します。

4 「支援の質の共有化」

昭和42年に、大舎制に改築された施設の限られた生活空間の中で、子どもの成長に合わせ共生の基盤を確立することに職員それぞれが奮闘してきました。

子どもの意向の把握を重視し、生活のルール策定等については、子どもの主体的な参加を前提とし、決定したルールを廊下に掲示するなど開かれた支援が実践されています。

その一方では、支援の方法や業務の遂行が職員それぞれの能力や裁量によるところが大きく、職員間での支援の質に対する共有化が不十分となっています。子どもの支援に対応する直接処遇面の標準的なケアマニュアルは整備される途上にあります。今後の共有化に向け施設の状況を踏まえたマニュアルの整備と活用、それを定期的に検証することが期待されます。

また、幼児から学童への移行時の引継ぎや、児童指導職員、保育士、心理職、調理の各セクションの職員が一人の子どもに対して効果的に支援できる仕組みが望まれます。併せて、子ども一人ひとりに対して各職員が同じ支援の方向で働きかける体制が期待されます。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価の受審は、それぞれの職務に対しての振り返りをする機会ともなっていた。自分自身の職務に対するだけでなく、施設に対して今、求められている役割、機能の応えられているのかを考えることにもなっている。一つ一つの評価項目の留意点を踏まえることの意義は大きく、質問に対する受け答えを通して問題意識も深まり、前例踏襲になりがちな姿勢を改めることにも繋がっているようにも思える。今後、定期的な義務的な受審だけではなく、自己評価及び当事者評価（児童）は、毎年実施をするように考えていきたい。

⑥第三者評価結果

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
1 ①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、子どもを理解している。	b
2 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
3 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
4 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
5 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児においては、法人内の保育所や法人が実施している「こうさい保育セミナー」を通して、積極的に各保育所の状況や取り組み等を学ぶ機会とし、保育プログラムに活かしている。特に、未満児（1才未満）の受け入れ時には、職員が体験実習に入り保育方法を学ぶ等、法人内の資源を活用している。発達に課題のある子どもは幼稚園の特別支援クラスに通っている。 ・ 学齢の児童においては、自由使用のパソコンが用意され、子どもたち自身がルール作りをしながら使用している。また、学習ボランティアの協力を得ている。 ・ 畳敷きにした部屋（ふれあい室）を用意し、子どもの居場所としている。また、体育館を夜9時まで使用可能として、下校後の子どもの活動場所としている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内のルールの見直しは、子どもたちとともに考えることを基本とし、自転車利用は全面禁止から年齢別に徐々に見直している。話し合って決まった新たなルールは廊下に張り出している。このように子どもに対する丁寧な対応を心がけているが、職員の配置や人員不足の課題に加えて、子どもへの理解や基本的欲求の充足、見守りに関する個々の職員の理解に差異があることを認識している。現在、改めて組織的に支援マニュアルを見直すことに取り組んでいる。今後は、職員間の共通認識をさらに深めることで、より適切な支援に結び付けることに期待したい。 		

(2) 食生活		第三者 評価結果
6 ①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
7 ②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
8 ③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活		
9 ①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
10 ②	子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活		
11 ①	居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
12 ②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b

(特に評価が高い点)

・建物の構造に課題のある中、子どもの生活空間改善のために様々な改修を行っている。園長室のスペースを、子どもの居場所づくりのために畳敷きの部屋（ふれあい室）として改造した。トイレの中央にパーテーション設置することでトイレと洗面所を独立させ、シャンプードレッサーを洗面所に設置して、子どもたちの利便を高めた。トイレは、夜間男子用と病児利用に独立させ、利便性と共にインフルエンザ等の感染防止にもなっている。幼児室にトイレとシャワースペースを設けて、トイレトレーニングを効率化させた。学童用トイレにも幼児用トイレを設置した。子どものプライバシー保護の観点から、子どもの粗相や着替えの際のカーテンを幼児室に設置した。また、安全面に配慮しながら、各居室はできる限り子どもたち主導のレイアウトに任せている。

・アルバイトやクラブ活動での食事時間帯の差は、電子レンジの使用等で個別に配慮している。行事場面では食器類を陶器にし、個人使用としている。疾病やアレルギー食にも対応している。各部屋の誕生会には、おやつ作りの他の調理を職員と子どもと一緒にいたり、日常的に職員の調理する姿を見せしている。子どもが当番で配膳や後片付けをしている。子どもに宗教的な食物制限のある場合にも、個別メニューで対応している。食堂には、献立メニューを写真に撮ったアルバムが置かれ、子ども達が、食事の希望を伝える時に役立っている。子どもが調理職員に直接、口頭で希望を伝えたり、メモを渡すといった関係性ができている。

(改善が求められる点)

・成長期にある子どもの食事環境は重要な生活の場面である。子どもの発育に必要な栄養摂取量を重視する考え方と、個々の子どもが、無理なく楽しみながら食べられるような食事量を提供するという考え方の違いから、残食や偏食に対する理解と支援のズレを生んでいる。子どもに一層のより良い食事環境を提供するためにも、職員がお互いのアイデアを出し合い、協働して食育に取り組むことに期待したい。

(5) 健康と安全		第三者 評価結果
13①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
14②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育		
15①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
(特に評価が高い点)		
・幼児は養育記録の中で、睡眠・食事摂取・排泄等、子どもの日々の健康管理記録をつけて状態把握をしている。学童では子どもの状態記録で変化を把握しつつ、年齢に応じた声掛けを行い自己管理を促している。		
・ヒヤリハットや事故報告書の様式には、建物の平面図を添付し、危険個所を図面化することで全体に周知して、未然に事故を防ぐ努力をしている。		
・寝具は夜尿のある子どもを優先にしつつ定期的に洗濯をしている。中学生からは自分で洗濯をしている。入浴ルールは掲示されて、子どもが自主的に守れるようにしている。		
(改善が求められる点)		
・受診先や近隣の医療機関のリストがあり、夜間や休日対応の受診先も決まっている。今後は、感染症マニュアルを支援場面で十分に活用させるために、マニュアルをつかった実際の訓練を実施し、職員各自の気づきをマニュアルに反映させて、周知していくことに期待したい。		
・性教育委員会を設置している。実習生マニュアルには、「子どもたちとの関わりの中で、性に関して留意する4つの点」として具体的な対応方法を明記している。園内外の研修や関連書籍の購入もあるが、支援職員の性教育に対する関心は高く、より具体的な取り組みを望んでいる。第三者委員が性教育指導有資格を有していることもあり、被害児童だけではなく加害児童も対象とした研修を予定しているとのことで、今後に期待したい。		

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
16① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
17② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
18① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
19② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
20③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児は日常的に個人の茶碗や箸を使っている。学童は月単位の誕生会に各自の食器を使用する等、可能な場面に依りて個人所有としている。身に着けるものは個人所有である。物品庫があり、個人の所有物が保管されている。シャンプーなどの日用品は人気順位の上位数種類を購入している。洗面所の棚に個人の洗面道具が整理されている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業式等はDVDで作成している。写真はデジカメで撮影するため、パソコンのフォルダー保管され、子どもから要求があればいつでも見られる状態である。今後は、子どもとともにアルバム作りを進める予定であり期待したい。 ・ 園祭りやキャンプなどで、子どもの要望を入れたり、子どもの担当する範囲を決めて運営を任せている。基本的には学校の外出ルールに則し、小学校1年生から友人宅等への外出を認め、買い物は小学4年生から出掛けられる。施設の行事では、幼児と学童との交流を密にする取り組みが始まっている。今後は、学童とともに幼児も視野に入れて、積極的に地域の社会資源を活用していくことに期待したい。 ・ 小遣いは、職員が「児童預り金自主管理表」で管理している。高校生から月単位で小遣いの自己管理をし、中学生以下は、使用のたびに職員から受け取り小遣い帳で確認をしている。子どもの社会化・自立には、金銭管理・経済観念は重要である。今後は、発達段階に応じた生活費を学ぶプログラムを活用する等、子どもの生活実感を促した支援の充実に期待したい。 	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
21① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
22② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
23③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長が中心となり、寄付を受けた企業に働きかけて職場実習を依頼する等、子どもの職場体験の機会を掘り起こしている。アルバイト等の就労体験を促している。施設のグラウンドに冬期間イルミネーションをボランティア活動で設置していた企業にも、就労先候補として働きかけて、卒園児童の就職に結び付いている。 ・ 本人の希望に応じて、子どもは冬期講習や塾に通っている。また、学習ボランティアの協力を得て、子どもと1：1の対応を得ている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習場所としては、食後の食堂を活用しているが、学習スペースとして独立していないことから課題がある。学校との連携を深め、個々の学力に応じた個別の学習支援を行うなど、今後に期待したい。 	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
24① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
25② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
26③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
27① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクに応じて個別に対応し、警察とは連絡がとれる状態である。子どもの帰省中に、保護者が子どもを施設に戻さないといった事例がある等、状況はケースに応じて多岐にわたるため、常に児童相談所との連携を取り、児童相談所、保護者、施設との話し合いをしている。 ・独立した心理療法室があり、3名の臨床心理士が箱庭療法などを実施している。CM（ケースマネジメント）予定表を作成して、対象児童のカウンセリングと支援職員とのケース会議を日々実施し、必要に応じて支援職員に助言している。心理療法記録は支援職員が必要時に閲覧できるが、具体的な支援に結び付けることを目的に、児童相談所の心理報告を含めた心理療法記録を読む込む取り組みを予定している。また、入所児童の、心理的ケアの必要性から、年少児に偏っていたカウンセリング対象児童を、子ども全員に拡げつつある。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動には、ケース会議を開いている。子どもをクールダウンさせるためには争い場面から離す必要があり、場所の確保が難しい中、場面場面で廊下を使用したり工夫している。問題行動を起こした子どもには職員が2名体制で慎重な対応を心がけていることから、周囲の子どもへの対応が手薄になる課題を抱えているため、今後の工夫に期待したい。 ・張り紙での注意喚起や部屋割りでの子どもの人間関係を調整する等の、様々な取り組みをしている。今後は、作成中の支援マニュアルを職員共通ルールとすることで、苛めや暴力に対する職員間の共通認識を高め、実際の支援に活かしていくことに期待したい。 ・入所児童の心理的ケアの重要性は、施設として強く認識しており、支援職員等が心理職員から研修やスーパーバイズを受ける体制の強化が望まれる。現在は心理職員が非常勤職の期間雇用であり、継続的な支援には課題があることから、今後は、心理職員を常勤職とすることで、心理的支援を施設内で充分に活用することに期待したい。 	

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
28① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
29② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
30③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
31④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

(改善が求められる点)

- ・措置変更をし知的障害児施設へ入所した児童には、定期的に施設交流をしている。自立援助ホームへ入所の例や、退所後に継続的良好な関係を維持している例もあるが、引継ぎ文書を定め、継続性に配慮した申し送りの手順が定っていないので、今後に期待したい。
- ・退所後、措置延長を利用した児童の例はある。施設として積極的に措置延長を利用して子どもの利益に繋げていけるよう、今後に期待したい。
- ・家庭引取りに関しても退所後3年間はアフターケアと位置づけ、家庭からのヘルプコールが出しやすくなるように、家庭訪問や子ども同士の繋がりのために「子ども訪問」を実施している。児童相談所や家庭のある市町村との連携もあるが、今後は、組織として仕組みを明確にするために、訪問基準や頻度、何をどのようにを明確にして記録に残していくことに期待したい。
- ・担当職員の個別的な関わりであったアフターケアは、施設の業務として位置づけられた。施設では、寄付のあった食材を退所者の支援として活用したり、職員と退所者がともに外食する際にも経費として認める等、積極的に退所者との関係継続を後押ししているが、あくまでも退所者からの個別な働きかけによるものが多い。今後は、多岐にわたる相談内容に対応するためにも、関係機関との連携を強化しつつ組織的な取り組みに期待したい。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
32 ① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
33 ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的にやっている。	b
(2) 家族に対する支援	
34 ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点)

- ・施設は、ファミリーソーシャルワーカー（FSW）としての役割を認識し、施設に入所後、改めて保護者や子どもの再アセスメントをして、家庭状況を正確に把握するように努めている。保護者の意向が曖昧な場合や、家庭の潜在的な問題の把握には困難な場合が多く、時間をかけながら対応している。子どもの写真や行事等の近況報告を保護者に継続的に郵送して、保護者が子どもの様子に関心を持つように働きかけている。また、勤務時間帯を変更することで、子どもと接する時間帯の確保に努めている。

(改善が求められる点)

- ・被虐待児等の配慮が必要な子どもには児童相談所と協議している。保護者との連絡がつかないケースには、「ふれあい里親」の利用もある。外出外泊等の様子を支援職員に伝えて返す仕組みや、保護者との交流が乏しい子どもへの配慮も含めて、今後に期待したい。
- ・疾病等で室内の片づけができない保護者宅を職員が清掃し、子どもが外泊できるようにして親子の関係継続を図っている。親自身の養育プログラムの必要性を含めた支援のあり方を模索中であり、今後に期待したい。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
35① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
36② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
37③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
38① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
39② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
40③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的なセクション会議・全体会議及びケース会議で子どもの情報を共有している。引継ぎは口頭とパソコンを併用している。情報は、パソコンの画面上だけではなく、プリントアウトして回覧、確認印を押している。特に、宿泊や食事の情報が変更しやすいショートステイは、調理部門に対して、回覧に加えてホワイトボードに記入して、詳細が確認できるようにしている。心理職とは定期的なケース会議で情報を共有している。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常使用しているソフトにはアセスメント欄があるが活用しづらく、アセスメントは各担当職員に任せられているため、現時点で統一したアセスメント様式はない。個々の職員の視点を共有化し、サービスの質を担保するために、施設独自のアセスメント様式をつくる意向が、既に施設より示されている。同時に、心理的支援をアセスメントにどう活かし、生活場面で役立てることができるか等、心理職との連携も模索している。今後は、子どもの強みや長所を伸ばす視点を入れ、セクションを横断した様々な関係職員でアセスメントを協議し、手順を定めていくことに期待したい。 自立支援計画は児童相談所提出の書式で作成されている。再評価も記入要領により定められ、計画の作成は各担当が行い、園長が確認している。今後は、施設独自のアセスメント様式を定める予定であり、新たなアセスメントに基づいた自立支援計画策定と見直しの手順に期待したい。 法人本部が作成した個人情報保護規定に基づき、施設としての個人情報取り扱いマニュアルがある。パソコン管理のためのパスワードを設定し、USBは未使用とする等、情報管理を行っているが、フォルダ名が統一されていない等の課題があり、今後は効率化に向けて検討中とのことで期待したい。 	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
41① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
42② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
43③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
44④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
45⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
46① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
47② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自身の出生や生い立ちについて、本人より知りたいサインがあった際に、職員間でどんな内容をどれだけどのタイミングで、どの職員が伝えるかを話し合っている。最初に園長より子どもに話をすることもある。その後のフォローを子どもの担当職員や他の職員が役割を分担して行うようになっている。 ・生活におけるルールを決める際に、目の前に発生した問題や課題に対し、その場しのぎの対応をするのではなく、子ども達と職員が一緒になり、時間がかかっても子ども達が納得できるルールづくりを行うように支援している。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室訪室時のノックや机の上の整理時には、子どもの理解を得ることになっているが、職員個々の判断で行われることもある。今後は、実際の支援の現場において職員の対応に差異が生じないように、支援方法の共有化や更なる支援の質の担保が望まれる。 	
(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
48① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
49② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
50③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
51① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
52① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	a
53② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
54③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(6) 被措置児童等虐待対応		
55①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
56②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
57③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
(7) 他者の尊重		
58①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが意見をどの職員へも相談出来る体制となっている。子どもの相談で話し合って決まったことは、廊下に掲示している。掲示物は、保護者等の来園者にもわかりやすく、子どもたちへのフィードバックにもなっている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応について、職員に周知されている。今後は、実際に届出や通知が必要となった場合、施設として速やかに適切に対応出来るよう、明文化された対応手順等の整備が望まれる。 ・日常の支援場面で職員から子ども達に対し、権利の大切さについては伝えるように努力している。権利について、資料で説明することや、改めて話し合いを行うなどの確認作業がなされていない。今後は、子どもと職員の双方に権利の大切さが共有され、理解されることが望まれる。 		

5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
59①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
60②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
61③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の避難の際に、必ずしも職員がすぐそばにいるとは限らないことを想定し、子どもたちが自主的に対応できるようにしている。年長者が幼児の避難時の担当となるなど、子どもたち同士でも役割を考え、自主的に避難できるように取り組まれている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「園庭遊具点検シート」「保健衛生関係マニュアル」「事故等発生時の報告事務取扱要領」等整備されている。現在、支援マニュアルの改訂に着手されており、今後は新たなマニュアルを整備し活用することが期待される。 ・子どもの安全確保のために、ヒヤリハット事例の収集を始めたところである。今後データが集積された時点で鳥瞰的な評価分析を行い、リスクの早期発見・予防に活かされることが期待される。 		

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
62① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
63② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
64③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
65① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
66② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
67③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a
(3) 地域支援	
68① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
69② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントにおけるボランティアや絵本の読み聞かせボランティア、学習ボランティア、生け花・理美容・ピアノ・絵画等、様々なボランティアが来所している。一人ひとりの子どもの興味・関心、年齢に合わせて、ボランティアと子どもの一対一の豊かな関係性で地域社会と結びつけている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が加入している町内会の役員を職員が勤めたり、連合町内会の運動会に子どもたちが出席する等、地域への参加を図っているが、日常的に子どもが必要としている社会資源がある地域との乖離がある。今後は施設所在地の地域のみならず、子どもの活動先の地域にも積極的に働きかけることが期待される。 	

7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
70①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
71②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
72③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
73④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた形で、施設長をトップとしたスーパービジョンが行われている。また職員同士でのピア・スーパービジョンや、心理職と保育士・児童指導員の間でのCM（ケース・マネジメント）の時間が確保され、援助技術の向上をはかっている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修計画が策定されており実施しているが、研修毎の知識や技術の習得と報告・評価で終始している。今後は、職員一人一人を人材育成する計画を評価し、次につなげていくPDCAサイクルの確立となることが望まれる。 		

8 施設の運営

		第三者 評価結果
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		
74①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
75②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
76③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
77④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定		
78①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
79②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
80③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
81④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
82⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の小規模化や家庭的養護の推進を図るため、職員参画による委員会を設置している。「札幌南藻園における家庭的養護取組スケジュール（案）」という中長期計画を策定し、その計画の基に、人材育成や事業展開を遂行している。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や基本方針、事業計画等が子どもや保護者にわかりやすく伝えるために、既にあるしおり等の資料を使用して、工夫することが望まれる。 		

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
83① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
84② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
85③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
86④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
87① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
88② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
89③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の「改善・提案規程」のもと、「GoGoKAIZEN」活動により、職員が事業運営の具体的な改善提案したことを園長が取上げ、法人へ提案することによって、施設の職員全体で事業運営改善の取組がなされている。 ・園長は、自身の知識と経験から施設を取り巻く現在の状況を適切に把握している。職員の自発的な発想や提案により、日々の支援や事業の展開を施設の長としてサポートしている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設単体では実施されていないが、公益の社団法人として外部監査がなされている。法人の内部指導でAED設置等行われているが、施設として監査結果に基づいた運営改善に結びつけることができない。具体的に運営改善をするには、施設単体にも予算の裁量が欠かせない。予算の措置権限をもって、社会的養護施設としての運営改善まで行われることが期待される。 	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
90① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
91② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	a
92③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	a
93④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b

(6) 実習生の受入れ		
94 ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。		a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度が確立されており、年に2回の施設長面談にて職員個々の就業の意向が確認され、人事評価についても給与（報酬）に反映されている。施設長の机上のカレンダーに職員が面談の予約日を記入して、定期以外の面談も行われる。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の「福利厚生規程」があり、「福利厚生ガイドブック」に利用できる福利厚生の内容が明示されている。その内容の多くが東京近郊にあり、施設が所在する札幌では利用できない。法人の施設は全国に所在しているので、実際に利用できる福利厚生の内容が期待される。 		

(7) 標準的な実施方法の確立		第三者 評価結果
95 ① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。		b
96 ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。		c
(8) 評価と改善の取組		
97 ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。		a
98 ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。		b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として定期的に第三者評価を受審して、改善の取り組みをしている。また、日常の業務とともに、養育・支援の実施方法についても、セクション会議や全体会議等の職員会議で、案件ごとに改善の取り組みをしている。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な支援の実地方法について、マニュアル等の規程や手順は、作成されている途上にある。現在作成中のマニュアル等が実際に運用の後、マニュアルと実施方法が定期的及び、必要に応じて、改善や見直されることが期待される。 		